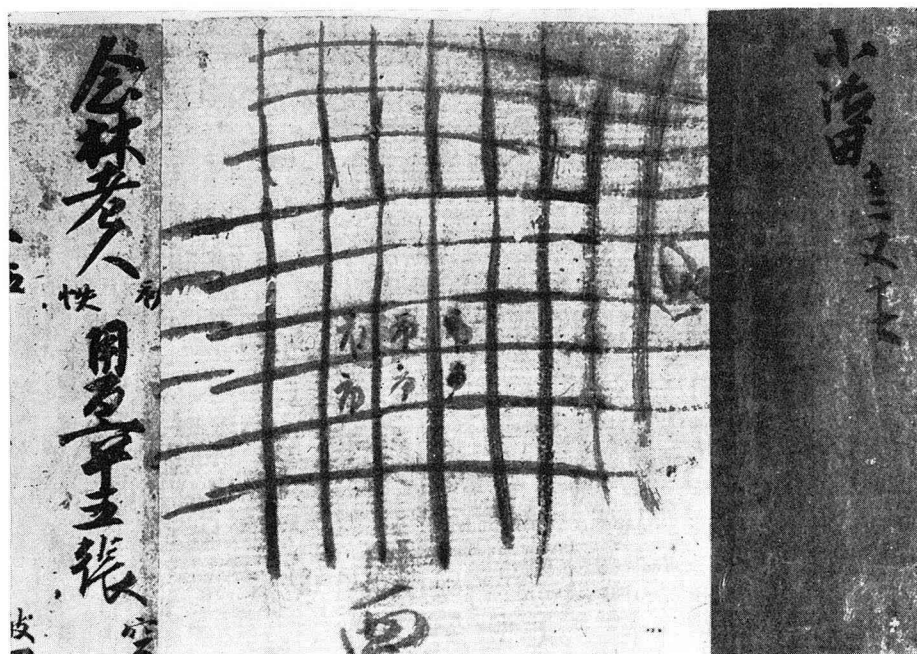
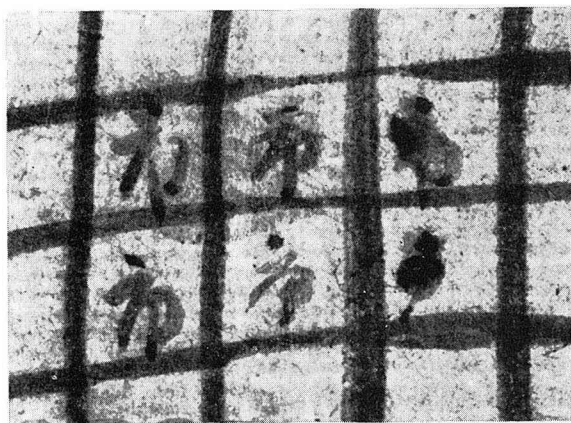


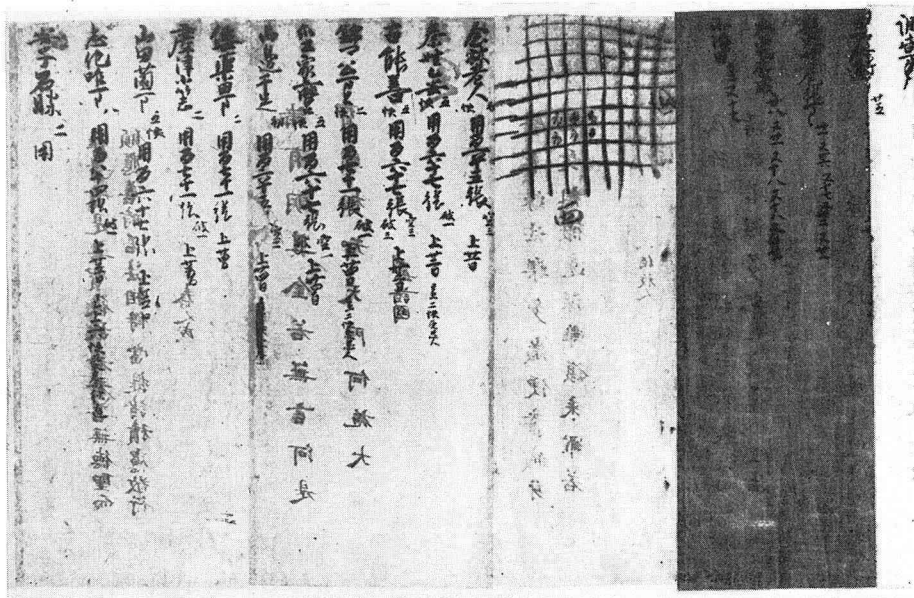


図版 1 平城京市指図

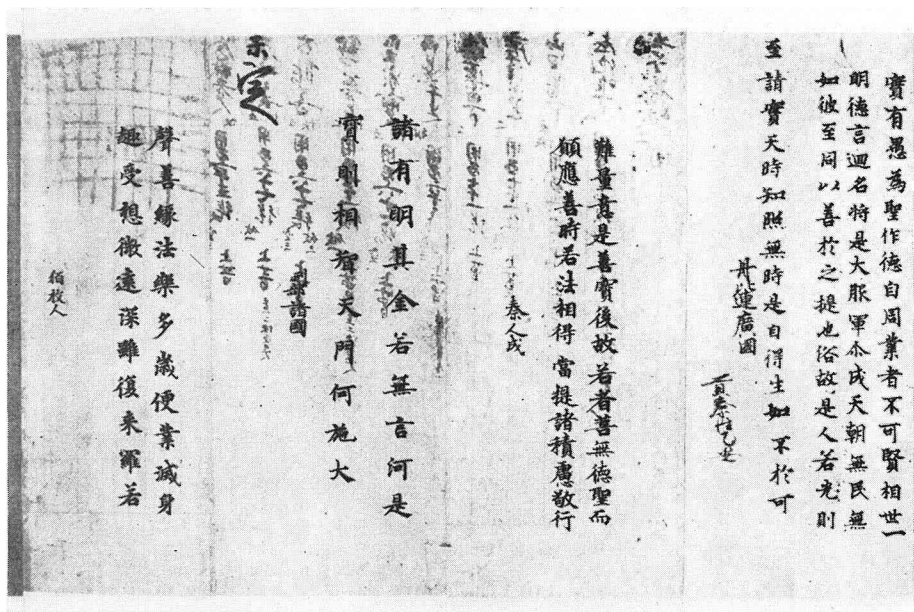


図版 2 市指図 部分拡大

京都知恩院所蔵 写経所紙筆授受日記 所収



図版 3 市指図と接統文書



図版 4 経師試字 図版 3 紙背

所謂「平城京市指図」について

今 泉 隆 雄

一 はじめに

京都知恩院所蔵の「写経所紙筆授受日記」^①と題する一巻の文書は、奈良時代の写経所関係文書、特に十一通におよぶ経師の試字を収めることで著名であるが、それとともに、裏に描かれた市指図が、これまで平城京の東・西市の復原研究の上で注目されてきた。現在、平城京東市の位置復原の定説となっている福山敏男氏の論考^②においても、本市指図は、東市の広さ・坪付復原の唯一の根拠となっており、この意味できわめて重要なものである。しかし、これまで本市指図についての詳しい報告もなく、その年代についても福山敏男・皆川完一両氏^③が簡単に言及したばかりな。筆者は、この「写経所紙筆授受日記」の調査の機会を得、更に写真を入手することができたので、ここに同巻ならびに、市指

図についての調査結果を報告するとともに、それらに基づいて、同巻の成り立ち、市指図の年代について考え、更に進んで、これまでとは異なった市の坪付復原案を提示したい。

二 本巻の成り立ち

市指図について考える前提として、まず本巻全体の成り立ちについて考えておきたい。結論をいえば、本巻は、古経蒐集家として著名な知恩院の鵜飼徹定が、幕末慶応頃、蒐集した奈良時代の古文書を整理して一巻の卷子本に仕立てたものである。この点を、本巻の外状、文書の内容・接続から検討してみよう。

まず外状についてみると、装釘は卷子装で、表紙・軸は新補、料紙は斐紙・楮紙などで、文書によってまちまちである。紙数は二一紙、全長二七三センチ（本紙。各紙寸法は第一表参照）。巻

首に一紙、巻末に五紙の新しい補紙があり、また全巻を通じて天地に幅一センチ前後の紙を表面から貼って補修し、裏面の文字のない部分には、裏打がなされている。巻首・巻末補紙、天地補紙、裏打紙は同一の奉書紙で、全て同時期の補修と考えられる。また紙継の大部分は、古いものではなく、これらの補修と同一時期の新しいものと考えられる。すなわち、原本の紙継部分の観察によれば、天地の補紙の大部分は本紙一紙ごとになされ、紙継は天地の補紙の上からなされており、また裏打のある部分では、裏打紙の上から紙継がなされている。従って、本巻の紙継は、前記の補修の時期を溯り得ず、補修の際に一緒になされたと考えるのが妥当であろう。巻首補紙には「写経所紙筆授受日記付写経生試験書十八枚」なる内題が墨書され、巻末補紙第一紙、第二紙には、内題と同筆で、二つの跋文が記されている。また見返、巻首・巻末補紙には「徹定／珍藏」の単廓朱印など十順の朱印が捺されている。

以上のべた装釘・補修・紙継および内題・跋文は同一時期の同人の手になるものと考えるのが妥当で、これらは跋文・印記から慶応二年頃鵜飼徹定によってなされたものと考えられる。二つの跋文の末尾には、「丙寅嘉平月 古経堂主人題」、「癸未夏五 松翁又識」と跋文年時・筆者を記すが、古経堂主人、松翁とは、印

記に見える鵜飼徹定の号である。徹定は文化十一年（一八一四）筑後の生れ、明治二十四年（一八九一）没。浄土宗の僧で、浄土宗管長（明治五年）、知恩院第七十五世住職（同七年）になった人である。宗教家として活躍するとともに、古経に造詣が深く、「古経題跋」「訳場列位」（いずれも文久三年序）、「説古経題跋」（明治十六年序）などを著わし、自らも古経の蒐集に努めた。「古経題跋」序によれば、徹定は、関東に住していた嘉永五年秋、古経搜訪のため西遊し、この時、現在知恩院に所蔵される国宝「菩薩処胎経」五帖や「大樓炭経」巻第三などの優品をみつけたということである。後述の如く、本巻所収の文書は写経所関係文書であり、徹定は、このような古経への関心から、これらの文書を入手したものであろう。徹定は、後述のように、これらの文書を接続し、補修・装釘を加え、内題・跋文を記して、現在みるような一巻の卷子本に仕立て上げたのである。彼の生没年からすると、巻末補紙第一紙の跋文の丙寅年は慶応二年（一八八六）に当り、本巻の成立はこの時と考えられる。

次に、文書の内容を中心にして、本巻の文書の接続について検討する。本巻の文書の接続は、最終的には徹定の整理によって成立したものであるが、各部分の接続を検討すると、なかなか複雑であって、次の三つに分類できる。一つは、奈良時代以来の本来

表面の文書

- * 紙の表裏を用いている場合は、対応する文書を対応させた。例えば文書Sは文書P・Q・Rの裏面にかかれて示す。
- * 内容の項の年紀に（ ）を付したものは推定によるもの。

の接続、二つは、徹定以前に某人によってなされた新しい接続、三つは、徹定による新しい接続である。ここでは、これらの三つの接続をみきわめ、本巻の接続がどのようにして成立したのかを考えることにする。

まず本巻所収文書の内容を紹介しておこう（第一表参照）。表面に十八通の文書（A～R）、裏面に七通の文書（S～V、X～Z）と問題の市指図（W）を収める。表面のうち、A～C、E～Gの六通は経師手実、Dは、後述の如く、経師等手実案帳に付けられた経師等の一箇月分の仕事量の総計を記したものである。Hは経師への筆支給帳簿断簡。I～Rの十通は、经文二～四行を書写し、人名（試字筆者）を記したもので、いわゆる試字である。このうちIには「貢秦姓乙安」、またK・M・N・O・Pには「未定」あるいは「不定」と、いずれも本文と異筆の墨書がある。前者は、試字筆者を経師として貢進した人、後者は、試字筆者の経師採用の未定を示す註記と解され、これらの点から、これらの試字とは、経師に出身しようとするものが、経師採用の手跡考試に提出したものと考えられる。^⑧裏面は、Wが市指図、YがI～Rと同じ試字で、このほかはいずれも帳簿断簡である。S・U・Vは、いずれも校生の校紙数あるいは充紙数をかきあげた帳簿、Xは経師の用紙・上日数をかきあげた帳簿、Zはわずかず二行の断簡で性格が不

明であるが、校経に関するものである。裏面のS～Zは表面のR～Gの裏にかかれ、両者は第一表に示したような表裏対応関係にあるが、このうち、経師手実、試字の性格から考えて、経師手実G、試字I～R・Yが第一次文書、その他面のS～X、H、Zが第二次文書と考えられる。

以上の如く、本巻所収の文書は、市指図Wを除いてすべて写経所関係文書であり、経師手実関係、試字、写経所帳簿類の三つからなっている。更に詳しくみると、これらのうち、A・C～E、S～X、その表面のI～Rの各々が、本来内容的に関連の深いものである。

A、C～Eについては、すでに皆川完一氏によって、これらが、内容的に密接な関係をもち、本来接続して、天平十四年写一切経経生等手実案帳（大日本古文書巻八ノ一～一八頁）の中に貼りつけられていたものであることが指摘されている。同帳は、光明皇后願經五月一日経書写に関する天平十四年二・三・四月分の経師等の手実を貼りついたもので、A・Cは三月分の末尾の手実、Dは四月分の首部の同月の出来高総計を記したもので、EはDに接続する四月分の手実の最初のものであって、A、C～Eは本来接続して、同帳の茨田久治万呂と戸令貴の手実（同巻八ノ一二頁）との間に貼りつけられていたと推定されている。^⑨

次に、S↗Xについては、Wを除いたS↗V、Xが天平感宝元年六月五日写経検定帳(大日本古文書巻三ノ二四七〜二五九頁)と密接な関係をもち、内容的に関係の深い文書と考えられる。まず、これらの文書の間の関連性についてみると、S、U、Vはいずれも校生の人名を列記した下に、各人の校紙数あるいは充紙数と考えられる数字をかきあげた同形式の帳簿であり、特に、UはSの十三名の人名のうちの五名をかきあげ、その下の数字もSの数字の途中までをかいたもので特に関係が深い。また、原本によると、S、U、V、Xの筆跡は同筆であって、^⑩これらが密接な関係にあることは明らかである。次に、写経検定帳との関係であるが、同帳は、ある写経^⑪に関する、経師、校生、装演各人の用紙数、上日数、校紙数、造紙数、更に布施支給額をまとめた帳簿である。同帳との最も密接な関係が指摘できるのはXである。Xは、同帳の冒頭部分の経師の念林老人から安子石勝までの十一名に関する記載(大日本古文書巻三ノ二四九頁)と、人名記載の順序、用紙数、上日数、その他の注記で一致し、^⑫ただ同帳にある布施支給額の記載がない点だけが異なっている。この点から、Xは、写経検定帳作成の過程で作られた帳簿の冒頭部分の断簡と考えられる。後述のように、この両者の関係は重要であって、この点からXの年代が検定帳と同じ天平感宝元年と考えられ、またこの年代が市指図

の年代の下限となるのである。S、U、Vは、Xほど検定帳との密接な関係が指摘できないが、これらの人名記載順序は、検定帳の校生の部分の人名記載順序(同巻三ノ二五五〜二五六頁)とほぼ一致しており、この点と、前述した同筆関係によるXとの一体性から、やはり検定帳と何らかの関係をもつものと考えられる。

Tは、他のものと同筆関係にもなく、検定帳との関係もあまり明確でないが、Tにみえる秦真藤、物部人万呂は検定帳の経師の部分(同巻三ノ二五一頁)にみえ、茨城、呉原は、この二人に当たると考えられる茨城角万呂、呉原生人がやはり同部分にみえていて、一応両者の関係が指摘でき、更に、TはS、U、V、Xと同じく試字の裏を利用しているという共通性がある、これらの点から一応Tも他のものと一括して検定帳と関係のあるものと考えることができよう。市指図Wはこれらの文書と内容上関係がないが、後述の如くXと接続していたと考えられるから、S↗Xはまたまった一群の文書と考えられる。

更に、試字I↗Rも、同一時の経師採用考試の試字として一括できる。これらは、その裏面を写経検定帳関係文書S↗Xに利用されており、またこれら試字の書風は同一時期のものと考えてよく、更に「未定」「不定」の注記は同筆ではないかと考えられるのである。K・M・O・Rに「未定」、Nに「不定」の注記が、

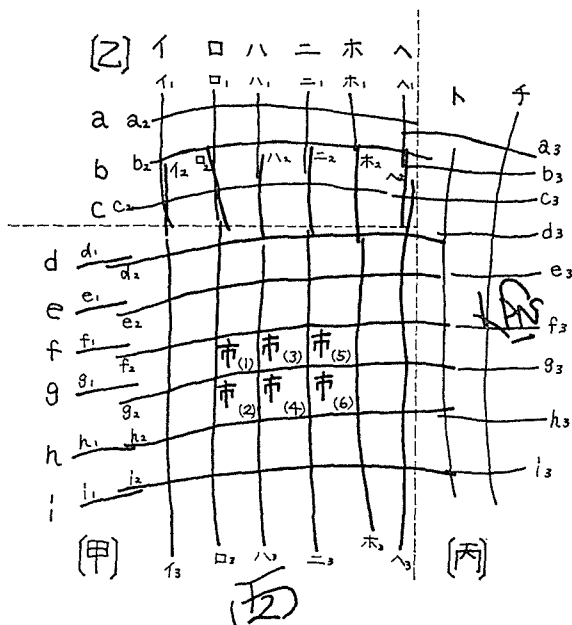
各試字の左上にある。「未」と「定」、「不」と「定」は、文字の大きさ・墨色が異なり、別筆とはいえないが、「定」が先にかかれ、「未」「不」が後にかきこまれたらしいが、各試字の「未」「定」の文字はよく類似し、同筆と判断された。後述の如く、私は、この同位置・同筆の注記に注目して、試字ⅠⅡⅢは、試字の段階で整理のために接続され、のちその試字帳の裏面を利用して、写経検定帳関係文書SⅠXがかかれたと考えている。¹³⁾

以上の如く、本巻は大部分写経所関係文書で、その中には密接な関係をもつものもあるが、全体としてみた場合、性格の異なる文書から成っており、本巻の接続全体が、奈良時代以来の接続を保っているとは考えられない。

さて次に、更に詳しく各接続を検討していこう。まず、本来の接続を踏襲している部分と、新しい接続の部分についてみてみよう。C—D—E、W—X（J—K—L）の接続、また文書間の接続ではないが、二紙以上からなるS三紙（P—Q—R）、X二紙の各文書内の紙継が、本来の接続を踏襲し、他の接続は、某人あるいは徹定による新しい接続と考えられる。

C—D—Eの接続については、先に皆川完一氏の見解によって、A—C—D—Eが本来接続して、天平十四年写一切経経生等手実案帳の中に貼りつがれていたことを指摘した。これによれば、逆

に、A—B—C、E—Fの接続は新しいものであることになる。次に、W—Xの接続については、原本の紙継部分の観察によって、古い本来の接続を踏襲していることが明らかになる（口絵図版一、第一図参照）。市指図Wは、縦・横線によって区画を作っているが、これらの横線のうち、Xとの紙継目付近にある短い五



第1図 市指図対照図

*口絵図版一と対照するため、線・文字に番号を付した。

**番号は機械的に付したもので、その順序は筆順を示さない。

本の横線(d_1) $\sim$ (h_1) (第一図線番号)に注目したい。現在、W—Xの紙継は、XがWの左にあって、Wの上に貼られている。 (d_1) $\sim$ (h_1)の左端は、その紙継目までのび、更に原文書を透かしてみると、(f_1) $\sim$ (h_1)の三本は、Wの紙の左端までのびて切られている。一方Xの紙の右端には、Wの(f_1) $\sim$ (h_1)と対応して、各々の数ミリ下にずれて三本の墨痕が認められ、これらの三墨痕は、市指図Wの三線の延長の墨痕と判断された。すなわち、市指図Wの三線の間隔は、それらに対応するXの三墨痕の間隔と一致し、また両者の線の太さ・墨色も同一である。従って、現在の市指図WとXの紙継は、本来の古い紙継、すなわち市指図の描かれる以前の紙継を踏襲していると考えられる。両者の墨痕が数ミリずれているのは、慶応補修の際、天地の補修のため一度紙継がはがされ、ずれて貼り直された結果と考えられ、実際現在の紙継では、Xの紙の上・下端は、Wの紙のそれよりやや下って貼られている。後述の如く、このW—Xの接続は、市指図の年代決定の唯一の手掛りになるのである。

次に、S三紙、X二紙の紙継についても若干ふれておこう。^⑮S三紙、X二紙の各々の各紙の間では、内容的に連続しているとみて矛盾はなく、また筆跡も連続しているのであるが、前述の如く、これらの紙継は慶応頃の新しいものであるから、これらの接続についても慎重にならざるを得ない。しかし、前述のように、S三

紙、X二紙に記載される人名の順序が、両者と深い関係にある写経検定帳の対応部分の人名記載順序とはほぼ一致しており、この点から、S三紙、X二紙の紙継が、古い本来の紙継、すなわち、S、Xがかかれる以前の紙継を踏襲していることが保障されるのである。ところで、ここで注意しておきたいのは、前述したように、これらの本来の接続の部分も、紙継自体は慶応二年頃の新しいものであることである。すなわち、W—Xの接続についてのべたように、慶応補修の際、徹底は、これら本来の接続を保っていた部分も、補修のために一度はがして、その上で元の接続を踏襲して貼り直しているのである。^⑮私が、前述の中で、「本来の接続を踏襲している」といういい方をしているのも、この故である。

さて、次に、新しい接続について検討しよう。A—B—C、E—Fについては前述した。F—Gは、両者とも宝亀五年の大坂広川の手実で何か関連がありそうであるが、両者の接続が本来のものであるという確証はないので、一応新しい接続と考えておく。

G—Hの接続は、その裏面Z—Yの接続とともに、両者の間で内容上の関係がないから、新しい接続である。試字L—Pおよびその裏のS—Wの接続については、第二次文書S—T—U—V—Wの接続について検討すればよい。これらS—Wは全て帳簿断簡であって、各々の間で内容的に連続していないから、これらの接続

はやはり新しい接続と考えられる。

ところで、前述したように、これらの新しい接続の中には、徹定による接続と、徹定以前に某人によってなされた接続があるのである。次には、この二つをみきわめ、更に徹定による本巻の接続の成立について考えよう。

私は、本巻所収の文書のうち、 $A \sim G$ と $H \sim R$ ($S \sim Y$) は、徹定が入手した時の状態も、更に徹定の整理の仕方も異なっていたと考える。すなわち、 $A \sim G$ は、徹定が入手した時、本来の接続を保っていた $C-D-E$ 以外は、一紙ごとのばらばらの断簡であり、これらの接続は、 $C-D-E$ 以外は徹定がなしたものであるのに対して、 $H \sim R$ ($S \sim Y$) は、徹定が入手した時、すでに某人による接続がなされており、徹定は、接続の一部を変更しにすぎないと考えられるのである。

まず $H \sim R$ ($S \sim Y$) についてみよう。これらが徹定以前に某人によって接続されていたという点に関しては、小杉楳邨影写本「東大寺正倉院文書（韶勅・宣命・雑一）」^⑩（文部省史料館蔵）に写された、これらの文書の接続が注目される。同影写本は紙継目を写している部分があり、これらの文書は次のような順序・接続で、写されている（紙継を示す部分は——で示す）。 $K-L-M-Y-O-P-Q-R, W, X, U, V, S-T$ 。この影写は、

第二表 小杉本による接続復原

⑨	R	Q	P	O	Y	M	L	K	⑩	表面 裏面
①	S			L	④	A	M	X		

* 文書番号に○を付したものは、小杉本に写されていないもの。

** N, Uは接続不明。

$H \sim R$ ($S \sim Y$) 全部を写したのではなく、選択的に写しているが、それらからこの影写本の元の本の接続を復原することができ、それは第二表のようになる。これを本巻の接続と比較すると、本巻にあるIがおちていること、本巻の $N(U)$ の部分に、 $Y(H)$ が入っている点が異なっている。前者については、影写の省略と考えられるが、後者については、本巻と小杉本の接続が一部異なっていることが明らかである。この相違から、小杉本が本巻を写したものでないことは明らかで、私は、小杉本の接続は、本巻成立の慶応二年より以前の $H \sim R$ ($S \sim Y$)

の接続を示すものと考ええる。ところで、小杉影写本は、小杉楳邨が明治八年十二月～九年十月の間に浅草文庫で写したものと考えられており、^⑪ 右述と矛盾するようにみえるが、この点については、この部分の影写が原本からではなく、慶応二年以前に写された影写本の転写と考えれば説明がつく。しかし、このように小杉本が本巻成立以前の接続を示すからといって、この接続が奈良時代以来の本来の接続とは考えられない。 $S-T, V-W$ の接続が新しいことは、前

に内容から検討したし、更に、 $T-H-V$ の接続は、前述の如く(19)、 H が宝亀年間の文書で、 T 、 V と内容的に関係ないから、やはり新しい接続である。私は、この小杉本の接続は、徹定の整理以前の幕末に行なわれた文書の整理によるものと考ええる。あるいは、この整理・接続は、天保四・七年に正集正倉院文書の整理に当った穂井田忠友に何らかの關係があるのではないかと考えられるが、今は不明として某人による接続としておこう。その某人の接続についてのべれば、彼がこれらの文書を整理しようとした時には、 $J-K-L(W-X)$ 、 $P-Q-R(S\text{三紙})$ が本来の接続を保ち、他は一紙ごとのばらばらであったのであろう。彼は、 $J-K-L$ 、 $P-Q-R$ の接続はそのままにして、両者の間に、 $M-Y-O(V-H-T)$ を接続して入れた。前述の如く、 Y は他の試字と一括できないものであるが、同じ試字であること、更に、裏面の H が充筆帳で、充墨帳断簡 $T(O\text{の裏面})$ と同じ記載形式であることから $T-H(O-Y)$ を接続したのであろう。

さて、これらの文書の接続について、本巻と小杉本との間で一部しか相違していない点から考えると、徹定がこれらの文書を入力した時に、これらの文書は、某人による接続の状態であったのであろう。徹定は、このうち、 $H(Y)$ をこれらの接続からはずして、 $A-G$ の末尾に接続し、その部分に $U(N)$ を入れるとい

う接続の変更をしたが、その他は某人の接続をそのまま踏襲したと考えられる。 Y が試字でありながら、他の試字からはずし、その他面の H を表面として、 G の次に接続したのは、 H の中に F 、 G の大坂広川の名がみえているからである。徹定は、この關係を重視して、あえて試字 Y を $I-R$ から離して、裏面にまわしたのである。こうして、現在の $G-R(S-Y)$ の接続が成立した。

次に、 $A-G$ の接続の成立については、徹定がこれらを入力した時、 $C-D-E$ は本来の接続を保っていたが、他は一紙ごとの断簡であったのであろう。彼は、 $C-D-E$ の接続はそのまま踏襲し、他は同じ経師手実ということで接続した。 A は本来 $C-D-E$ と接続していたものであるが、入手した時にはすでに糊離れていたものであろう。このため両者の間に關係のない B が入ることになった。 $F-G$ は、同年同人の手実ということで、接続されたものであろう。

以上から各部分の接続を三つにわけると、本来の接続を踏襲している部分は、 $C-D-E$ 、 $X-W(J-K-L)$ 、 S 三紙($P-Q-R$)、徹定以前の某人による新しい接続は、 $L-M(W-V)$ 、 $O-P(S-T)$ 、徹定による新しい接続は、 $A-B-C$ 、 $E-F-G-H(Y-Z)$ 、 $M-N-O(T-U-V)$ ということになる。

以上の外状・接統の検討から、微定による本巻の成立についてまとめておこう。本巻所収の文書は、本来正倉院に蔵されていたもので、幕末に庫外に流出したものであろう。¹⁹これらの文書は、経師手実関係、試字、写経所帳簿類を内容とし、写経所関係文書ということから、当時古経に関心を抱いていた鵜飼微定の眼にとまり、彼の入手するところとなった。入手経路は不明であるが、少なくともH↗R（S↗Y）は一括して入手したのであろう。彼の許に入手された時、A↗Gは、一部に本来の接統を残していたが（C―D―E）、他は一紙ごとの断簡であり、H↗R（S↗Y）は、すでに某人によって接統された状態であった。某人による接統の中にも、一部本来の接統が保たれていた（W―X、S三紙）。微定は、慶応二年頃これらの文書を整理・接統して、一巻の卷子本にまとめることにした。彼は、これらのうち、経師手実が内容的にまとまっていること、試字がまとまって接統されていることに注目して、これらの各々をまとめることにした。試字については、某人による接統をほぼ踏襲することにし、ただY（H）をN（U）と入れかえた。経師手実は、本来の接統C―D―Eを踏襲し、それを核として他の手実を接統した。これらの接統に先だって、天地の補紙、一部の裏打などの補修を行なったが、天地の補紙は、大部分本紙ごとに行なったため、紙継ぎされている部分も一

度はがされた。このため本来の紙継ぎを保っていた部分も、新しい紙継ぎとなったのである。最後に、表紙・軸を加えて一巻の卷子本に仕立て、内題・跋文を記し、かくして本巻は成立した。本巻は、以上のようにして成立したものであり、本来的な接統は一部に残っているだけであるから、本巻所収の文書を利用するに当たっては、安易に文書の接統関係を利用することは慎まなければならない。

三 市指図の年代

市指図の年代については、これまで福山敏男・皆川完一両氏の、天平感宝元年（天平勝宝元年 七四九）頃とする見解がある（注②論文）。皆川説の論拠は、市指図Wが天平感宝元年と推定される文書Xと接統しているところにあり、福山説は論拠を明示していないが、皆川説と同様の論拠によるものと推測される。市指図の年代決定の手掛りは、この市指図W―文書Xの接統だけであり、私見も両説を大きくこえるものではないが、このW―Xの接統を利用するためには、前項の如き本巻の接統の検討が必要であったし、またこの接統を利用するに当たっても、もう少し厳密に考えてみなければならない点もあるので、以下私見をのべることにする。さて、前項で明らかにしたように、本巻の接統が基本的に新しいものである中で、幸いにも、市指図Wに関しては、W（一紙）

—X（二紙）の三紙の接続が奈良時代以来の本来の接続を踏襲していた。市指図の年代決定の手掛りは、このW—Xの接続、ならびに他面の試字J—Kしか与えられていない。ここではこれらを手掛りとして、次の手続で考察をすすめることとする。まず、W・X三紙の紙利用の過程を考え、市指図W、試字J—L、文書Xの前後関係を明らかにし、市指図年代の上限・下限を定めること、次にその上限・下限の実年代を定めることである。

まず、これら三紙の紙利用の過程について、私は次の三段階を考える。(i)経師に出身しようとする三人によって、三通の試字J・K・Lがかかれ、写経所に提出され、これら三通は、他に提出された試字とともに、整理のため貼りつがれた。(ii)反故にされた試字文書の裏の一部に、市指図が描かれた。(iii)試字文書の裏の余白に、文書Xがかかれた。紙利用の過程をこのように考えれば、市指図の年代は、試字以後、文書X以前になる。この三段階のうち、試字が第一次文書で、市指図と文書X以前であること、また三紙の紙継が、市指図と文書Xがかかれる以前であることはすでに前項で明らかになっているから、ここで問題となるのは、市指図と文書Xの前後関係と、三紙の紙継が市指図・文書X以前の何時なのかという点である。まず市指図とXの前後関係については、文書Xが接続せる三紙のうちの第二紙目からかき始められている

ことに注目したい。²⁰ 前述の如く、文書Xは、写経検定帳との関係から、もとの完全な文書の冒頭部分の断簡と考えられるが、文書Xがこのように第二紙目からかき始められているのは、先に第一紙目に市指図が描かれていたからと考えられるのである。これとは逆に、文書Xが市指図より先にかかれたと考えると、文書Xは第一紙目を余白として第二紙目からかき始められたことになり、何故第一紙目を余白としたのかの説明がしにくい。市指図がすでにかかっている紙を、文書Xのような帳簿に利用するのは不自然であるという考え方があってもいいが、このような疑問は、前述の如く、文書Xが写経検定帳の作成過程に作られた帳簿で、直ぐに反故にされるものであることを考えれば解消しよう。以上によって、市指図年代の下限は文書Xの年代に定められる。

次に、三紙の紙継の時期については、これらの紙継が市指図・文書Xのかかれる以前で、同時になされたものと考えられるから、可能性として次の二時点が考えられる。一つは文書X作成の際の紙継、二つは、前述した試字の整理の際の紙継という考え方である。この二つの考え方のうちどちらをとるか決定的な決め手はないが、次の二点から後者をとることにしたい。一つは、前者によれば、文書Xをかくために紙継をしながら、文書をかかずに市指図をかいたことになり、この想定はやや不自然で考えにくいこ

と、二つは、試字「I」Kだけでなく、本巻所収の試字「I」R全体を考えると、これらの試字は試字の段階で整理のために接続されていたと考えられることである。前述した如く、試字「I」Rは、同一時の経師採用考試のための試字と考えられ、その一部には同位置に同筆で「『未』定」「『不』定」の注記があった。このように同位置に同筆の注記があることは、これらの試字が、試字の段階で整理のために接続されていたことを示すと考えられるのである^②。以上から、三紙の紙継は試字の整理の際と考えられ、従って、市指図年代の上限は試字の整理の時期、すなわち試字の年代に定められる。

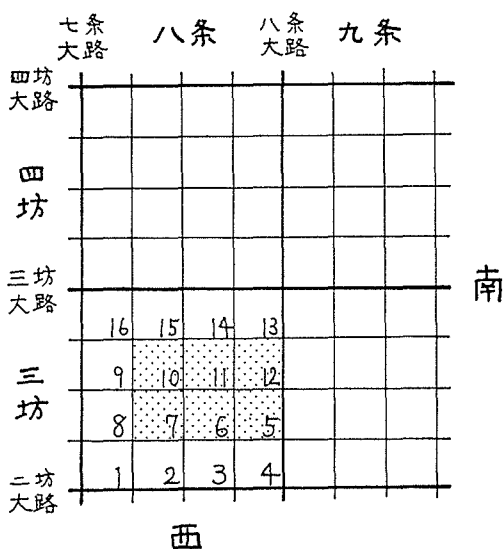
さて次には、市指図年代の上限・下限である試字・文書Xの年代を定めなければならない。下限の文書Xの年代は、前述の如く、写経検定帳との関係から、同帳と同時期の天平感宝元年と考えられる。試字の年代については、試字「I」R全体から考えてみなければならぬが、年代を確定するに足る十分な材料が得られない。これらの試字は書風からみると、奈良朝写経を三期に分けた場合^③の第二期すなわち天平・天平勝宝年間のものに属すると判断され、どのように溯ったとしても天平初年を溯らないと考えられる（口絵図版四参照）。更に、試字が経師採用の際の手跡考試であることに注目すると、試字の年代は、試字提出者が経師として初見す

る時点より下らないと考えられる。試字「I」Rの試字提出者のうち、最も早く経師としてみえるのは試字「J」の秦人成で、彼は天平九年十月皇后宮職写経所経師であったことが知られる（大日本古文書巻二ノ一六三頁）。従って試字「I」Rの年代は、天平九年頃を下限とする、天平年間前半期と考えられよう。

以上から結論すると、市指図の年代は、試字年代の上限天平初年から文書Xの年代天平感宝元年までの間に定められる。この結論は年代の幅が広すぎるきらいがないでもないが、結論の安全性を考えるならばこれで満足すべきであろう。ただ憶測を加えることが許されるならば、紙の利用の仕方を考えると、市指図がかかれたのは、右記の年代の幅の中でも文書Xに近い時期ではないかと考えていることを付け加えておきたい。

四 市の坪付復原

平城京の市の位置復原については、関野貞氏『平城京及大内裏考』以来の長い研究史があるが、その中で、福山敏男氏の東市の復原に関する見解（注②引用論文）が定説的な位置を占めている。しかし、この福山説においても、市指図については問題があるので、以下、福山説の問題点を指摘し、更に市指図を詳しく検討して、福山説とは異なった市の坪付復原案を提示したい。尚、以下



第2図 福山案・条坊坪付比定図

の叙述においては、口絵写真ならびに市指図の各線・文字に番号を付した第一図を参照されたい。

まず福山説についてみておこう（第二図参照）。福山氏は、まず造東大寺司と相摸国司との間でなされた、東市西辺所在の相摸国調郎の地の売買に関する薬師院文書を検討して、東市が左京八条三坊にあることを定め、次いで、これを前提として、市指図によって更に詳しく東市の坪付の復原を行なっている。氏は、市指図の区画の条坊坪付への比定を試み、東端の南北線（第一図線①）

を東京極（東四坊大路）、「市」字をかきこんだ六区画の南の四町の区画を九条に比定して、東市の坪付を左京八条三坊五・六・七・一〇・一一・一二坪と復原した。この福山説のうち、前半の薬師院文書による部分は、氏一流の綿密な考証であって、以下の私見もこれを前提としているが、後半の市指図に関する部分には問題がある。実は福山氏の論文においては、市指図に関する部分の叙述は断定を避け慎重な表現となっており、これを批判するのは聊か的是ずれの嫌いがないでもないが、福山説はこの市指図による坪付復原を含めて定説化しているので、敢て問題とすることにする。

さて、福山説の問題点の第一は、市指図の区画の条坊坪付の比定についてである。後述の如く、市指図筆者は、市の位置を示すのにいずれかの線を基線として大路にあてて、区画をかいていると考えられる。福山説は、東端の線①を東京極（東四坊大路）、北端の線④を七条大路に比定した区画の坪付比定と理解されるが、実はもう一つ、南端の線③を九条大路に比定する坪付比定の考え方ができるのである。市指図の区画は、東西は八町・二坊分の区画があるから、東、西端どちらの線を基線と考えても坪付比定に相違はないが、南北は七町分の区画しかなく、二条分・八町に一町足りないから、南・北端いずれの線を基線とするかによって、

区画の坪付比定には一町のずれがでてくるのであり、当然それとともに市の坪付復原も変わってくるのである。福山氏は、市の南の四町を九条にあてるといっており、南北の区画も八町あるとみているが、これは誤りである。後述の如く、私見では線⑤を九条大路にあてると坪付比定を妥当と考えている。

ところで、このような条坊坪付比定を行なうのに注意しておかなければならないのは、本市指図が、東・西市のどちらの図にも考えることができ、どちらの市の図と限定できないことである。

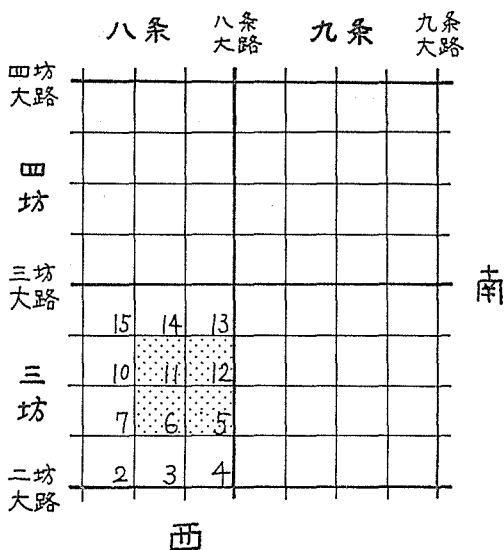
前述の如く、福山氏は、東端の線④を東四坊大路に比定し、本市指図を東市の図と考えた。また氏は、西市を東市と対称の位置の右京八条三坊に考えたが、西市の位置は、遺存地名「市田」（小字名）の存在から右京八条二坊に考えるべきである。西市をこのように考えれば、市指図は、線④を朱雀大路に比定して西市の図と考えることもできるのである。市指図筆者は、東・西市どちらかの図として描いたのであろうが、遺憾ながら、本市指図にはどちらの図と限定するに足る手掛りがないのである。

問題の第二は、市指図の「市」の六文字のうち南端の二字（第一図「市」字⑤⑥）は墨抹されていて、市の占地は、福山説の如く六坪ではなく四坪と考えられることである（口絵図版二参照）。

この点はこれまで多くの研究者が見逃してきたことだけに、微妙

な問題である。原文書によると、「市」字⑤は他の市字と同じくやや淡墨でかかれ、その上に濃墨で二つの点が施されており、この二点は墨抹の印と判断された。「市」字⑥は、一見すると濃墨の二点とやや斜めになった縦棒が眼につくが、これらは筆順を追えないし「市」字として形をなさない。しかし、よくみると第一点の左右、第二点の下に淡墨がみえ、これらと斜めの縦棒で「市」字が構成され、濃墨の二点はやはり墨抹の印ではないかと判断された。従って、市の区画は「市」字①④のある四区画で、市の占地は四坪と考えられる。この考え方の傍証として、図の方位を示す文字「西」が、「市」字(1)(3)、(2)(4)の中間の下にかかれていることがあげられる。このことは、「西」字が「市」字①④を意識してかかれていること、すなわち、市指図筆者が市の区画を「市」字①④のある四区画としていたことを示している。

さて次に、これらの問題点を念頭において、市指図のかき方について検討しよう。市指図の坪付比定はどの線を基線と考えたのか、また「市」字の墨抹はどのような理由で行なわれたのか。それらの中で市の坪付復原を考えてみよう。ただ、前述の如く、本市指図は東・西市のどちらの市の図とも考えられるから、ここでは仮に東市の図として叙述をすすめることにしよう。私見の復原案を示しておくと、線④が東四坊大路、線⑤が九条大路に



第3図 今泉案・条坊坪付比定図

比定でき、東市は左京八条三坊五・六・一一・一二坪に復原される(第三図参照)。

さて、市指図は試字Lの裏の上部に淡墨で描かれている。縦・横線によって区画を作って条坊・坪割を示し、右に「南」字、下に「西」字を記して図の方位を、図の中央やや下の区画に「市」字を記して市の占地を示している。全体の調子はきちんとしたものではなく、ややなぐり書き風の粗末なもので、何らかの心覚えか、誰人かに市の位置を示すためにかいたものであろう。筆者は、

他面の試字・接続文書Xが写経所関係のものであることから、写経所——市指図年代を文書Xに近いものと考えれば造東大寺司写経所——に關係する人物と考えられよう。

さて市指図のかき方の検討に入るが、まず区画のかき方、次に「市」「西」「南」の文字について検討しよう。まず区画は、縦線八本(イ)~(チ)、横線九本(a)~(i)によって、五十六の区画が作られているが、これらの区画は、各線を検討することによって(甲)(乙)の三部分にわけられる(第一図)。すなわち、第一に、各線は一筆で引かれたものもあるが、多くは二筆あるいは三筆で引かれており、各線は筆毎に分解でき、(甲)(乙)の三部分で筆が異なっているのがある。第一図では、各線を筆ごとに分解し、各筆ごとに小番号を付した。ところで(甲)(乙)の縦線(イ)~(チ)、(イ)~(チ)に重複してある短線(イ)~(チ)は写真ではみにくい、原本によって確認できる。これらの短線の性格は、(甲)の六本の短線(d₁)~(i₁)とともに、(甲)の縦横線と関連深いもので、(甲)の(イ)~(チ)、(d₂)~(i₂)を等間隔に引くために、その前に引いた目安のための線と考えられ、従って、これらの短線は(甲)の部分に入れられる。第二に、平行する線においても、(甲)(乙)の三部分の間で線の性格に相違がみられる。(乙)の(a₂)~(c₂)と(甲)の(d₂)~(i₂)の間では、前者が後者にくらべて細く、弓なりが強い。(甲)・(乙)の(イ)~(チ)の間では、前者が三筆で引かれてい

るのに対して、後者は一筆で、かつ線がかすれている。ところで、 $\textcircled{\text{甲}}$ と $\textcircled{\text{丙}}$ とは、線を引く場合の紙の位置が異なっているのである。すなわち、入筆部分の相違や、横引の線が弓なりになることに注意すれば、各線を縦引き、横引きの線に分けられるが、 $\textcircled{\text{甲}}$ では、 $(\text{イ})_1 \sim (\text{イ})_2$ 、 $(\text{イ})_2 \sim (\text{イ})_3$ が上から下へ引いた縦引きの線、 $(\text{a}_2) \sim (\text{i}_2)$ 、 $(\text{d}_1) \sim (\text{i}_1)$ が左から右に引いた横引きの線であり、これらの線は「西」字が下になる位置（本巻の通常の位置）に紙をおいて引いた線である。これに対して、 $\textcircled{\text{丙}}$ では (チ) が左から右に引いた横引の線、 $(\text{a}_2) \sim (\text{i}_2)$ が上から下へ引いた縦引きの線であり、これらの線は「南」字が下になる位置（前者の紙の位置を時計廻りに九〇度廻した位置）に紙をおいて引いた線である。 $\textcircled{\text{丙}}$ の場合の紙の位置の方向は「南」字の方向と一致しており、このことは、これらの線と「南」字が一連の手順でかかれたことを示している。以上によって、市指図の区画が $\textcircled{\text{甲}}$ $\textcircled{\text{乙}}$ $\textcircled{\text{丙}}$ の三部分に分けてかかれたことが明らかになった。そして、これらの三部分の区画は、 $\textcircled{\text{甲}} \downarrow \textcircled{\text{乙}} \downarrow \textcircled{\text{丙}}$ の順序でかかれたと考えられる。すなわち、これらの区画の主体部分であり、またその線を引くのに目安の線を入れた $\textcircled{\text{甲}}$ の区画が、最初にかかれたことはまちがいあるまい。次いで $\textcircled{\text{乙}}$ の区画を追加し、最後に、紙の位置を回転させて、 $\textcircled{\text{甲}}$ $\textcircled{\text{乙}}$ を合わせた区画の下に $\textcircled{\text{丙}}$ の区画を追加したと考えられるのである。これを条坊坪

割に即して言うと、まず東西南北五町四方の $\textcircled{\text{甲}}$ の区画をかき、次にその東に東西三町・南北五町の $\textcircled{\text{乙}}$ の区画を追加・拡張し、最後に $\textcircled{\text{甲}}$ $\textcircled{\text{乙}}$ の南に南北二町・東西八町の $\textcircled{\text{丙}}$ の区画を追加・拡張したということになる。以上のように、区画は三つの手順でかかれているが、大きくみれば、区画のかき方は $\textcircled{\text{甲}}$ の区画 $\rightarrow \textcircled{\text{乙}}$ の区画の追加・拡張という二段階にまとめることができよう。またここでは、東への $\textcircled{\text{乙}}$ の拡張が三町であったのに対して、南への $\textcircled{\text{丙}}$ の拡張が二町分しかできなかったことに注意しておこう。これは、 $\textcircled{\text{丙}}$ の区画と「南」字が重複していることから知られるように、 $\textcircled{\text{甲}}$ の南には二町分を追加する紙幅しかなかったためと考えられる。

さて次に文字の検討に移ろう。まず「市」字については、「市」字 $\textcircled{\text{⑤}}$ $\textcircled{\text{⑥}}$ の墨抹を考える上で、「市」字 $\textcircled{\text{①}}$ $\textcircled{\text{②}}$ が他の「市」字よりやや大きいことに注目したい。私は、この点から、「市」字 $\textcircled{\text{①}}$ $\textcircled{\text{②}}$ と $\textcircled{\text{③}}$ $\textcircled{\text{④}}$ は一連の手順でかかれたのではなく、両者の間に時間差があったと考える。そして、この点と「市」字 $\textcircled{\text{⑤}}$ $\textcircled{\text{⑥}}$ の墨抹を関連させて、「市」字をかいた手順を、「市」字 $\textcircled{\text{③}}$ $\textcircled{\text{④}}$ $\rightarrow \textcircled{\text{⑤}}$ $\textcircled{\text{⑥}}$ の墨抹と $\textcircled{\text{①}}$ $\textcircled{\text{②}}$ の追加という二段階に考える。すなわち、先ず「市」字 $\textcircled{\text{③}}$ $\textcircled{\text{④}}$ をかいたが、後に何らかの理由で $\textcircled{\text{⑤}}$ $\textcircled{\text{⑥}}$ を墨抹し、それと共に $\textcircled{\text{①}}$ $\textcircled{\text{②}}$ をかき加えた。このように考えれば、「市」字 $\textcircled{\text{⑤}}$ $\textcircled{\text{⑥}}$ の墨抹は、全区画の中で市の区画を北へ一町ずらすためになされた処置

ということになる。次に「西」字については、前述したように、「市」字①③、②④の中間の下にかかれていることに注目しよう。このことは、「西」字が、「市」字⑤⑥の墨抹、①②の追加の後にこれらと一連の手順でかかれたことを示していよう。更に「南」字については甲②の区画をあわせれば中央の下にかかれていること、また、先に指摘した、「南」字の方向が丙の区画をかいだ際の紙の位置の方向と一致していることに注目したい。前者は「南」字が乙の区画の追加がなされた後にかかれたことを、後者は、丙の拡張と「南」字をかくのが一連の手順であったことを示している。

さて、以上の区画のかき方、文字に関する所見を総合して、区画の追加・拡張、「市」字の墨抹・追加の意味を考えてみよう。私は、区画および「市」字のかき方の二段階は各々対応しており、市指図のかき方は二段階に理解するのがよいと考える。すなわち、第一段階として、甲の区画がかかれ、それに伴って市の位置を示すために、「市」字③④⑥がかきこまれた。この段階では、甲の区画が五町四方であることから知られるように、筆者には市の位置を条坊との関連で示そうとする意識が稀薄であったようであり、このために、この図では市の位置を示すのに十分でなかった。第二段階は、乙丙の区画の追加・拡張、および「市」字⑤⑥の墨

抹と①②の追加である。乙丙の区画の追加・拡張は、第一段階の図の不十分さを補うためになされたもので、市の位置を条坊との関連で示そうとしたものである。すなわち、乙の拡張は東京極（東四坊大路）、丙の拡張は南京極（九条大路）までの区画を拡張しようとしたものであり、筆者は両大路を基線として市の位置をより明らかにしようとしたと考えられるのである。ただし、丙の拡張は、筆者の意図通りの拡張ができず、ここに「市」字の墨抹と追加がなされる理由があった。すなわち、東への乙の拡張は東西三町が追加でき、市の区画の東に東四坊大路までの五町分の区画（三坊の一町十四坊の四町）を作ることができたが、南への丙の拡張は南北二町分を追加する紙幅しかなく、市の区画の南に、九条の一条分Ⅱ四町には一町足りない三町分の区画しか作ることができなかった。このために、「市」字⑤⑥の墨抹と①②の追加、すなわち市の区画の北への一町の移動がなされる必要があった。すなわち、筆者は、九条の一条分Ⅱ四町の区画を作るのに、市の区画の南に四町の区画を作ることができなかったため、かえて市の区画を北へ一町ずらしたと考えられるのである。

さて以上の考え方によれば、本市指図のかき方の順序は次のように考えられる。〔A〕甲の区画をかき、「市」字③④⑥をかきこんだ。〔B〕乙の区画を追加した。〔C〕「市」字⑤⑥を墨抹し①②を追加

し、更に「西」字をかいた。〔D〕「南」字をかき、四の区画を追加した。このうち、先述の考え方によれば、〔C〕↓〔D〕は〔D〕↓〔C〕の順序と考えた方が通りがよいようにも思われるが、ここでは一応、次の二点から〔C〕↓〔D〕の順序に考えておきたい。第一は、四の区画の線はかすれていて、本図をかく最終の筆と考えられること、第二に、〔D〕↓〔C〕の順序に考えると、〔D〕のために一度紙の位置を九〇度回転させ、更に〔C〕のために紙の位置をもどさなければならず、このような小さな図面をかくのに手数がかりすぎるように思われることである。〔C〕↓〔D〕の順序に考えれば、〔D〕の区画をかいた段階で、南へは二町分の区画を作る紙幅しかないのを見越して、先に市の区画の北への一町の移動をしたと考えられよう。

以上のように本市指図のかき方を考えれば、当然、線③が東四坊大路、線④が九条大路に比定され、東市の坪付は、これらを基線として左京八条三坊五・六・一一・一二坪と復原される（第三図）。また仮りに本市指図を西市の図と考えれば、線③が朱雀大路に比定されることになり、西市は右京八条二坊五・六・一一・一二坪に復原される。

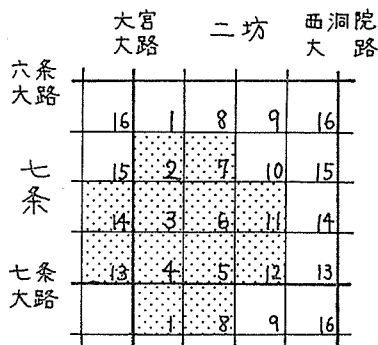
以上市指図のかき方から、市の復原を考えてきたが、最後に別の観点から補足しておこう。

まず、市の占地を四坪と考えることについては、平安京の市の

占地との関係から、その妥当性が考えられる。平安京の市は、古図や拾芥抄などから第四図のように復原されている。このうち中央の四坪を内町、四方の各二坪の計八坪を外町という。内町・外町の性格についてはあまり明らかでないが、内町四坪が市の本体をなしていたと考えられ、私見の平城京の市の四坪説との関連が考えられよう。

次に、坪付比定の基線の問題については、前述の如く、もう一つの可能性として、線④を基線として七条大路に比定することも考えられるが、この比定によれば、市の坪付は六・七・一〇・一一坪となり、市は大路に面さなくなる。市のような官の施設が、大路に門を開かないのは考えにくいことであり、事実平安京の市の内町は、二面が大路に面しており、この点から線④を基線とする復原案は考えにくい。

尚、第四項は、その多くを岸俊男氏に負っている。「市」字の墨抹は岸氏のご指摘によるものであり、また本



第4図 平安京東市復原図

巻の調査にも、狩野久氏とともに同道していただき、墨抹について確認するとともに、市指図のかき方についても検討していただき、多くの有益なご教示をいただいた。

五 むすびにかえて

以上の考察を要約してむすびにかえよう。

先ず、本巻は慶応二年頃鶴岡徹定の手によって成立したものであり、文書の接続は、複雑であるが、基本的には新しいものである。しかし、幸いにも、一部に古い本来の接続が踏襲されており、市指図が天平感宝元年の文書と接続していたことが明らかになった。

次に、この接続関係と紙背文書を手掛りとして、市指図の年代は、天平初年～天平感宝元年の間と考えた。結論の安全性を考えれば、この結論で満足すべきであるが、筆者は、この年代の幅の中でも天平感宝元年に近い時期と憶測していることを付け加えておこう。

更に、市指図のかき方を検討し、市の坪付は、東市なら左京八条三坊、西市なら右京八条二坊の五・六・一一・一二坪の四坪に復原した。この復原案は、市指図の解釈を唯一の根拠としている。市指図に関する解釈は、私見ではば尽くされていると思うが、更

に当該地の発掘調査によって、この復原案が裏づけられ、市の構造が明らかにされることが望まれる。
(補注)

- ① 重要文化財指定。指定名称「天平年間写経生日記」
- ② 福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造営」付記「平城京東西市の位置に就いて」(『日本建築史の研究』所収)
- ③ 福山前掲論文。皆川完一「書の日本史」第一巻 飛鳥・奈良所収「平城京東西市図」解説
- ④ 同巻は、昭和四十九年四月京都国立博物館で行なわれた「知恩院名宝展」に出陳された。また同巻の写真は、同展図録「知恩院」(図版番号三十一)ならびに『書の日本史』第一巻(平城京東西市図・写経生試字)に一部掲載されている。
- ⑤ ただし、A・B(第一表文書番号)の三紙、Cの二紙、D・Eの三紙の各々においては、天地の補紙が通っている、すなわち、紙継の上から補紙がなされている。
- ⑥ 第二紙跋文は、大日本史巻第十六からの大学寮大学生等への時服・食料支給に関する天平二年三月廿七日官奏の引用が、大部分を占めるので、省略に従う。第一紙跋文は次の通り。
「桂林遺芳抄曰進士及第寮省試事／肇于 平城之朝其式甚嚴如唐／狀元例今檢此卷写経生試書評定／判断諸例以至給紙筆墨等歷々可見就中如馬養広繼人丸諸子載／在史策獲一紙猶足珍況於在教／紙乎其他姓氏人名可以補史之闕矣／丙寅嘉平月 古経堂主人題」
- ⑦ 三者とも『解題叢書』所収。なお『続古経題跋』には、京都東山知恩院蔵として本巻を紹介している。
- ⑧ 石田茂作「写経より見たる奈良朝仏教の研究」第三篇第二章、井上薫『奈良朝仏教史の研究』第六章第二節。これらの試字のほか教通の試字が大日本古文書に収められている(巻一九ノ一三三～一四〇頁)。

- ⑨ 皆川完一「光明皇后願經五月一日經の書写について」（『日本古代史論集』上巻所収）
- ⑩ s, u, v, xの間では、例えば「人」「万呂」「マ（部）」「小」などの文字が酷似している。
- ⑪ 皆川完一氏は、この写経を天平感宝元年閏五月開始の十部八十花嚴經書写としている（前掲「平城京東市図」解説）。
- ⑫ 大日本古文書では、念林老人から八人目の人物を写経検定帳は「度津平以志」、文書Xは「度津小竹志」とする。「平」と「小」は音通し、「以」と「竹」は写真でみると同字であり、文書Xの「竹」は大日本古文書の読み誤りで、写経検定帳と同じく「以」とすべきである。
- ⑬ 試字Yについては、書風からみてIとRと同一時期と考えてよく、まだ、後述の如く、IとRを一括して徹定の許に入手されたと考えられるが、その裏面のHが、そこにみえる経師からみて宝龜年間の文書と考えられ、写経検定帳と関係のないことから、ここでは、一応IとRからは除外しておく。
- ⑭ 慶応の紙継の際、糊代部分を含めていずれかの紙端が断ち落とされたと考えられる。なぜなら、現在、文書X、市指図Wの各々の墨線は各々の紙端までのびていて糊代部分がなく、また文書Xの「念林老人」の下「初」字は紙端で切られているが、市指図の紙には「初」字の墨痕が認められないのである。
- ⑮ S三紙の紙継は、列記された人名のうち村山首万呂と調哲万呂との間、および田辺博多と犬甘木積万呂との間にあり、X二紙の紙継は、山辺千足と倭葉田万呂との間にある。
- ⑯ ただし、D-E（三紙）の紙継は、本来の紙継を保っている可能性がある。注⑤に記したように、この部分は天地の補紙が通っており、補修の際はがされなかったかもしれない。

- ⑰ 筆者は、同影写本を写真によって検討した。
- ⑱ 皆川完一「正倉院文書の整理とその写本」（『続日本古代史論集』中巻所収）
- ⑲ 注⑱皆川論文は、正倉院から流出した文書を調査しており、本巻もあげられている。
- ⑳ 私見は、市指図・文書Xの三紙の二つの紙継が同時になされたことを前提に論証を進めている。市指図と文書X第一紙の紙継が市指図以前、文書X第一紙・第二紙の紙継が文書X以前であることは、すでに明らかになっているが、両者が同時であることは未だ論証していない。私は、市指図と文書Xの前後関係がどうであろうとも、この二つの紙継が別時点になされた想定することは困難であるとする。すなわち、文書Xをかけた二紙に紙継をして市指図をかけたとする想定も、市指図と文書X第一紙を紙継し市指図をかけた後、文書X第二紙を紙継して文書Xをかけたとする想定も、市指図と文書Xが内容的に無関係であるから、成立しにくいと考える。
- ㉑ 一紙に二名の者が試字した例もあるので（Q）、この想定とは逆に、継紙した紙に数人の者が試字をしたということも考えられるが、本来の接続を保っているJ-K-L、P-Q-Rについてみると、J、Lは墨界線があるが、Kはなく、P、Q、Rは墨界線があるが界高が異なっており、右述のような考え方はできない。
- ㉒ 田中塊堂「写経所と写経生の書風」（『書道全集』9 日本1所収）
- ㉓ 研究史については、大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』第五章参照。
- ㉔ 奈良国立文化財研究所編『平城京朱雀大路発掘調査報告』Ⅲおよび付図
- ㉕ 最初に市指図をとりあげたと考えられる関野貞『平城京及大内裏考』（明治四十年六月）も、福山説と同じ二点の誤りを犯しており、

福山説の誤りは閼野説に影響されたのではないかと考えられる。また閼野説が市の占地を六坪に誤ったのは、市指図の原本によらず写本によったためである。『平城京及大内裏考』に掲げられた市指図は、小杉本に写された市指図によく似ており、この図では「市」字⑤⑥を明瞭な「市」字にかいているのである。またその後の研究者が、二字の墨抹に気づかなかつたのは、閼野説からの先入観とともに、『大日本古文書』（巻一一ノ一〇六頁）所収の凸版の市指図に災いされたのであろう。この図では、墨抹の微妙な感じが表現されていない。

②⑥ 市指図のかき方については、これまで大井重二郎『上代の帝都』の中で若干検討が行なわれている。

（昭和五十年八月初稿、同年十月補訂）

〔付記〕

本稿が成るについては、多くの方々のご助力を得た。知恩院当局は本巻

の写真の掲載を許され、本巻の調査に当っては京都国立博物館木下政雄氏のご尽力を得た。また、狩野久氏は本巻調査の機会を与えられ、本稿執筆に当っては、京都大学岸俊男氏、狩野久・佐原真両氏をはじめとする奈良国立文化財研究所の方々のご教示を得た。特に、岸氏には、第四項ばかりでなく、本稿全体にわたって、有益なご教示をいただいた。ここにあわせて記して、謝意を表したい。

（補注）

一九七五年一月～五月に、奈良国立文化財研究所によって、東市に隣接する左京八条三坊九・一五・一六坪の発掘調査が行なわれ、九坪中央を南北に貫流する堀河（幅一三m）などが発見されている。佐藤興治「平城京東市の発掘調査」（『考古学雑誌』六一巻二号）

（奈良国立文化財研究所技官